

いせ市民活動センター指定管理者導入経緯

1 いせ市民活動センターの設置目的と位置付け

市民活動（公益活動）団体、グループ等の活動拠点及び支援拠点として、また市民、企業、行政の交流、連携促進の場として市民活動センターを設置することにより、地域・分野の枠を越えた交流、情報収集、情報提供、ネットワーク作りを進める。

また、市民活動の活性化に伴い文化・観光等の活動団体が醸成され、活動センターの機能が高まり、文化・観光に資することになる。

市民活動センターの設置は、第6期伊勢市総合計画の柱の一つである市民と行政の協働をめざし、「新しい市民社会の創造」に謳われている、「市民による地域・コミュニティづくり」を具現化する施策である。

2 いせ市民活動センター設置の経緯

平成15年4月からシティープラザ南館において仮開館してきた、「伊勢市市民活動センター（仮称）」を平成16年度から本格稼働するにあたり、基本的に行財政改革＝アウトソーシング（民間委託）の考え方で検討する中、15年6月地方自治法改正9月施行となり指定管理者制度導入を決定した。

<伊勢シティープラザ（伊勢市文化観光等供用施設）>

- ・H14.1 活用検討会議で検討の結果→活用基本方針としてNPO市民活動拠点とする
- ・H14年度市民活動センターのあり方の検討（市民サービスセンター担当）
- ・H15.4 市民活動支援施設設置準備事務局を設置。公設公営でレストラン棟（南館）を活用し市民活動センター（仮称）を仮オープンする（市民交流課担当）
- ・H15.4～ 市民参加による市民活動センター検討委員会で検討→11月市長に提言
- ・H15.12 庁内政策調整会議、専門部会、ワーキンググループによる指定管理者制度を導入した条例案等の検討（15.4～）→16年3月議会で条例案可決成立
- ・H16.4 シティープラザ全館を管理運営（観光課から移管→市民交流課担当）
- ・H16.7 指定管理者による本格稼働

3 いせ市民活動センター概要

(1) 設置の概要

- ① 場所 …シティープラザ全館
- ② 開館時間…午前9時から午後10時
- ③ 休館日 …水曜日、年末年始（12月29日から1月3日）

「いせ市民活動センターの設置及び管理に関する条例」を制定、

(2) 指定管理者制度の導入

センターの管理については、「指定管理者制度」を活用して、指定管理者に管理代行を行わせる。

(3) センター事業及び指定管理者が行う業務

- ① 市民公益活動の相談、情報の収集及び提供その他、特に必要と認められる事業。
- ② センターの利用の登録、許可、施設、設備及び機器の維持管理に関する業務ほかセンターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限の属する事務を除く業務。

(4) 利用料金の収入

本館、南館を一体管理させることにより、活動の場の提供と資金の確保から一層の市民活動の支援が活発化されるなどの相乗効果を生むため、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることとした。

4 市民活動センターの概念

行政、市民、市民活動団体、指定管理者がそれぞれの役割分担をしながら、支援、協働を進め、市民参画のまちづくりを進める。

いせ市民活動センターの指定管理に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人いせコンビニネット（以下「乙」という。）とは、いせ市民活動センター（以下「センター」という。）の管理に関して、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 甲と乙は、互いに対等な立場で協議しながら市民公益活動の増進に努めることとする。また、パートナーシップを重要視しながら以下に定められた役割分担に基づき、センターの管理運営に甲乙がともに携わることとする。

（役割分担）

第2条 甲乙の役割分担は次のとおりとする。

- （1） 甲は、乙がその設置目的に応じて最も効果的に運営できるよう最善の配慮をすることとする。
- （2） 乙は、いせ市民活動センター指定管理者仕様書及びいせ市民活動センター指定管理者事業計画書に基づき、市民公益活動支援事業を行うとともに、いせ市民活動センター設置ビジョン（平成15年9月）の趣旨を尊重して事業を行うものとする。（以下、仕様書、事業計画書及び設置ビジョンを「仕様書等」という。）
- （3） 乙は、いせ市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第7号。以下「条例」という。）及びいせ市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年規則第7号。以下「規則」という。）の規定に基づき、センターの管理運営及び利用料金の収受（以下「管理業務」

という。)を行う。

- (4) 乙は、仕様書等により市民公益活動支援事業を行うほか、条例、規則及びこの協定並びに関係諸法令により、施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営するものとする。

(事業計画等)

第3条 乙の事業内容及び管理業務の範囲は、市民公益活動支援事業と、条例第7条で規定する業務及び利用料金の收受事務とし、仕様書等のほか詳細は次のとおりとする。ただし、正当な理由がある場合には、甲乙協議のうえ必要な範囲内で市民公益活動支援事業及び管理業務を変更することができる。

(1) 市民公益活動支援事業

ア 職員の雇用等に関すること。

(ア) 市民公益活動団体の運営等について助言できる者を配置すること。

(イ) センターの受付及び管理運営業務を行う者を常時1名以上配置し、市民公益活動の拠点施設の職員として必要な知識や経験を積むことができる研修等を実施すること。

イ センターの事業に関すること。

(ア) 機関紙を年間3回以上発行すること。なお、発行時期は4半期に1回の発行に努めること。又、発行枚数については、その都度、甲乙協議して定める。

(イ) ホームページを作成し、利用者が利用しやすいプログラムを作ること。

(ウ) 市民公益活動の運営等についての相談事業を行うこと。

- (エ) 市民公益活動団体等の相互の交流を促進すること。
 - (オ) 登録団体事務所入居者の利害調整等を行うこと。
 - (カ) 市民公益活動団体、センターを利用するボランティアや市民公益活動関係者等の意見が反映できるよう努めること。
- (2) センター施設の維持管理に関すること
- ア センターの利用の登録に関すること。
 - イ センターの利用の許可に関すること。
 - ウ センターの適正な運営のため、害虫駆除、植栽管理、小破修繕に関する保守管理を行うこと。
 - エ 消防警報装置等保守点検を行うこと。
 - オ 機器（電気、舞台吊物装置、エレベーター、空調機）及び防火対象物の安全点検を行うこと。
(機器保守点検及び防火対象物定期点検については、甲とそれぞれの委託業者で1年間の委託契約を締結)
 - カ 駐車場の管理に関すること。
- (3) その他
- ア 消防法令に定められている防火管理者を定めること。
 - イ 緊急時対策及び防犯対策並びに防災対策についてマニュアルを作成し、職員を指導し徹底すること。
 - ウ 個人情報の保護の体制をとり、職員に周知徹底すること。
 - エ その他、天変地異等が発生した場合、センターは「緊急避難場所」の機能を持つことになり、この場合、甲が使用することとなるので留意すること。
- (登録、許可及び利用料金等)

第4条 センターの利用の登録、許可、利用料金等並びに手続き等

の詳細については、別添のいせ市民活動センター管理規定によるものとする。

(指定期間)

第5条 この協定に定める指定期間は、平成16年7月1日から平成17年3月31日(以下「指定期間」という。)までとする。

(指定の取消し、市民公益活動支援事業及び管理業務の停止)

第6条 甲は、条例第12条の規定により乙の管理者としての指定を取り消し、この協定を解除することができる。同条の規定により期間を定めて市民公益活動支援事業及び管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(再委託の許可)

第7条 乙は、この市民公益活動支援事業及び管理業務を他に再委託する場合には、甲の許可を受けなければならない。

(市民公益活動支援事業及び管理業務の経費)

第8条 甲は、乙にこの協定に基づく市民公益活動支援事業及び管理業務の経費として7,828,000円支払うものとする。内訳は、市民公益活動支援事業の助成金を7,396,000円とし、賃金等、消耗品費等、電信・電話料、電気使用料、水道使用料、旅費、機関紙発行料、ホームページ作成料、その他支援事業にかかる事業費用とする。管理業務に要する補填としての委託金を432,000円とし、賃金等、電気使用料等、水道使用料、清掃業務料等、消耗品費等、電信・電話料にかかる事業費用の補填とする。

2 条例第21条の規定により、收受した利用料金等のうち、乙の収入とすることができる利用料金等は、指定期間に施設等を使用した金額とする。

3 前項の規定により收受した利用料金等を精算する必要がある

ときは、乙は精算報告書を作成し、甲又は次の指定管理者に引継ぐものとする。

4 平成16年7月1日から平成17年3月31日の期間に使用予定で、甲が收受した利用料金等は、乙に支払う。

5 乙は、印刷機・ファクシミリ・複写機の消耗品代として、実費程度を別途收受するものとする。ただし、複写機のカウント枚数に係る経費1枚当たり6.8円及び消費税は、乙が甲に納める。

6 第1項の請求は、3期に分けるものとし、それぞれ、次の各号のとおりとする。

(1) 第1期 平成16年7月 金2,600,000円

(2) 第2期 平成16年10月 金2,600,000円

(3) 第3期 平成17年1月 金2,628,000円

7 乙は、助成金及び委託金を甲に請求し、甲は、乙の請求に基づき、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(市民公益活動支援事業及び管理業務に含まれない経費)

第9条 次の経費については、市民公益活動支援事業及び管理業務に含まないものとする。

(1) 機器保守点検（電気、舞台吊物装置、エレベーター、空調機）及び防火対象物定期点検

(2) 浄化槽維持管理業務及び定期検査手数料

(3) 印刷機及び複写機のリース料

(4) 土地賃借料

(5) 機械、構築物修繕

(会計区分)

第10条 乙は、市民公益活動支援事業及び管理業務に要する収入、支出経費を明らかにするため、他の経費と区分して管理しなければ

ならない。

(監査)

第 11 条 甲は、市民公益活動支援事業及び管理業務の実施に関する帳簿書類を検査し、又はセンターの管理運営につき、随時監査を行うことができる。

(帳簿等の保存)

第 12 条 乙は、市民公益活動支援事業及び管理業務の会計に関する帳簿及び書類等をその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(物品の帰属)

第 13 条 乙が物品等の寄付を受け、又は購入した物品の所有については、甲乙協議して決定する。

(報告等)

第 14 条 乙は、別に定めるところにより、市民公益活動支援事業及び管理業務の状況について、当月分を翌月の 20 日までに甲に報告するものとする。

2 乙は、年度終了後 30 日以内に、条例第 10 条で規定する事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。ただし、年度の途中において第 12 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出するものとする。

3 甲は、前 2 項に規定するもののほか、必要があると認める場合には、乙に市民公益活動支援事業及び管理業務の状況に関する報告を求め、実施に調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 乙は、災害その他の事故により、市民公益活動支援事業及び管理業務の執行が困難になったとき又はその恐れがあるときは、応急措置を行い、直ちにその状況を甲に報告し、その指示を受けな

なければならない。

(目的外使用の禁止)

第 15 条 乙は、センター施設について、センターの設置目的以外に使用してはならない。

(事務室の準備)

第 16 条 甲は、乙がセンターの管理運営のために必要な事務室として、南館の 1 室にワークスペースを準備するものとする。

(現状変更)

第 17 条 センター施設を改造する等現状を変更するときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(賠償責任)

第 18 条 乙が、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、その損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除する。

2 乙は、第三者がセンター施設に損害を与えた場合又は災害時により損害が生じたときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

3 乙は、善良な管理者の注意義務を怠ったことにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第 19 条 乙及びセンターの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、伊勢市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 14 号）第 26 条第 4 項の規定を遵守しなければならない。この協定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の

職務を退いた後においても、同様とする。

(知的財産)

第 20 条 乙は、センターの管理運営に伴い得た知的財産を、協定期間終了後も使用する権利を有する。

(個人情報保護に関する事項)

第 21 条 乙は、市民公益活動支援事業及び管理業務を実施するにあたり、保有する個人情報を適正に管理し、漏えいの防止に万全を期さなければならない。

2 乙は、個人情報を目的に沿って適正に利用し、その情報を目的以外に利用してはならない。

3 乙は、正当な理由がある場合を除き、その保有する個人情報を提供してはならない。

4 乙は、個人情報の適正な管理を図るため、個人情報保護責任者を置き、その旨を甲に報告しなければならない。

(疑義等の決定)

第 22 条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年 月 日

甲：伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市長 加藤光徳

乙：特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東俊一